

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

一般事業主行動計画

女性が活躍できる職場環境を整備し、全社員が仕事と子育てを両立しながら、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年4月1日～2031年3月31日までの5年間

2. 内容

■ 次世代育成支援対策推進に関する目標及び対策

目標1：対象男性社員の育児休業等取得率を50%以上とする。

<対策> 2026年4月～

- ・ 制度に対するパンフレット等の配布、および社内報等による社員への周知を行う。
- ・ 対象者へ取得に向けた働きかけを実施する。

■ 次世代育成対策支援推進及び女性活躍推進に関する目標及び対策

目標2：フルタイム社員一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を10時間未満とする。

<対策> 2026年4月～

- ・ 全社員の残業時間の集計及び情報共有し、時間外削減への働きかけを実施する。
- ・ チームによる業務負担分散を推進する。
- ・ 有給休暇取得奨励日を設定し周知する。

■ 女性活躍推進に関する目標及び対策

目標3：管理職に占める女性社員の割合について、20%以上を維持し、さらに25%を目標に対策を実施する。

<対策> 2026年4月～

- ・ 会議などで現状把握、課題確認、意見交換を行い、問題意識の共有を図る。
- ・ 利用可能な両立支援制度について社員・管理職へ周知する。
- ・ 女性が活躍できる職場であることについて求職者に向け積極的に広報する。
- ・ フレックスタイム制度や短時間勤務制度等による育児との両立を推進する。

以上